

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請について(ご案内)

### ●新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)による減免

次の①②のいずれかの要件に該当した場合に減免の対象となります。

- ① 感染症により、主たる生計維持者が死亡、または1か月以上の治療を有すると認められるなど、重篤な傷病を負った世帯
- ② 感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の事項の全てに該当する世帯
  - 令和3年中の主たる生計維持者の事業収入等の減少見込み額が、令和2年中の当該事業収入等の10分の3以上
  - 主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下
  - 減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下

※原則、「主たる生計維持者」とは、住民票上の世帯主となります。

※事業収入等の減少見込み額の算出には、持続化給付金等の各種給付金を含みません。

※特例対象被保険者(非自発的失業者)の保険税軽減制度の対象者は、給与所得を10分の3とみなすことにより、国民健康保険税の軽減を行うため、給与収入が減少したことによる減免は適用しません。

### ●減免額の算定方法

減免額は①②の要件に対して、アイのいずれかの方法で算定します。複数の要件に当てはまる場合は、減免額の大きい方を適用します。

- ア. 世帯主が死亡、または1か月以上の治療を有すると認められるなど、重篤な傷病を負った世帯 **全部**
- イ. 感染症により事業収入等の減少が見込まれる世帯  
対象保険税額×減免割合＝減免額
  - 減免割合は、前年の主たる生計維持者の合計所得金額に応じ、**対象保険税額の「全部」～「10分の2」**
  - 主たる生計維持者が廃業または失業した世帯  
主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、**対象保険税額の全部**

## ●減免対象となる保険税

### 1. 令和3年度分の保険税

※普通徴収の納期限(特別徴収の場合は年金給付の支払日)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までに設定されているもの

### 2. 令和2年度相当分の保険税

※令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの

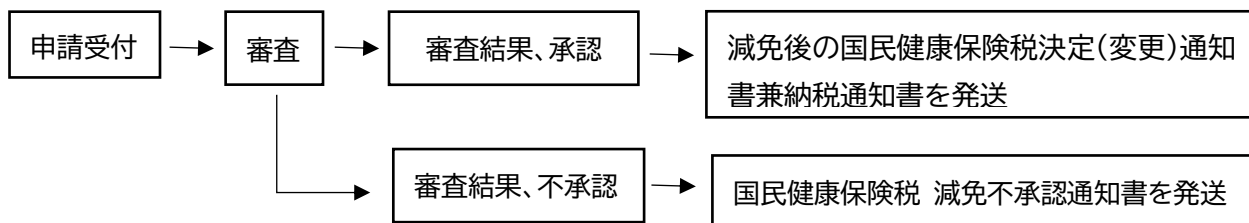
※令和2年度相当分については、減免要件の内、「②感染症により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ」とは、令和2年中の事業収入等と令和元年中の当該事業収入等と比較して減少額を算出します。

## ●申請期限

令和4年3月31日(木)

郵送の場合は当日消印有効

## ●申請後の流れ



## ●保険税の変更について

- ・対象となる保険税については遡って減免されますが、申請された月に納期限が設定されている税額の変更は間に合わないため、翌月以降に納期限が到来する税額で調整します。
- ・減免後の国民健康保険税決定(変更)通知書が届くまでは、既にお持ちの納付書で納付をしてください。また、口座振替の場合は、既に決定している税額が引き落とされます。
- ・既に納付済みの保険税が減免となった場合は、還付されます。
- ・申請後、減免決定までに納期限が到来する税額について、期限経過後に未納である場合は督促状が発送されますので、ご了承ください。納期限までに納付が困難な場合はご相談ください。

## ●添付書類について

必要な書類を揃えて減免申請書を提出してください。

添付書類については、別紙「新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)の影響による国民健康保険税減免申請に必要な書類」をご覧ください。

## ●その他減免制度について

感染症の影響による減免のほかに、大分市国民健康保険税条例による減免制度があります。

失業、疾病等により、納税義務者(世帯主)および国保被保険者の合計所得の減少が見込まれ、次の事項の全てに該当する世帯

○納税が著しく困難な世帯

○令和3年中の納税義務者(世帯主)および国保被保険者の所得の合計額が令和2年中の所得の10分の7以下に減少する見込みの世帯

○令和2年中の納税義務者(世帯主)および国保被保険者の所得の合計額が400万円以下の世帯

## ●注意点

減免要件に当てはまらない場合や必要な書類が揃わない場合は、審査の結果、不承認となることがあります。また、減免申請後に世帯の合併・分離・変更等により、世帯主が変わった場合や、国保の資格喪失後に再加入した場合は、減免申請書及び必要書類を再度提出してください。

令和3年中の収入見込み額や納税困難な事情に変化が生じた場合は、申し出をする必要があります。

## ●減免申請書を郵送する場合の送付先・問い合わせ先

### 1.送付先

870-8704

大分市荷揚町2番31号

大分市役所市民部 国保年金課 賦課資格担当班 行

### 2.問い合わせ先

国保年金課 賦課資格担当班

直通 097-537-5736